

議案第 1 号 秋田市屋外広告物条例施行規則の一部改正の概要

1 秋田市屋外広告物条例施行規則（別表第 2）許可の個別基準の改正

(1) 市街地外における野立広告塔・野立広告板の道路からの設置距離の緩和

市街地に設置するものならびに条例第 7 条第 5 項および第 6 項に規定するものを除き、道路から 5 m 以内ならびに鉄道等ならびに他の野立広告塔および野立広告板から 100 m 以内に設置できない。

(2) 照明装置を有する広告物の交通信号機からの設置距離の緩和

交通信号機から設置場所までの距離を 10 m 以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあっては、交通信号機から設置場所までの距離を 5 m 以上とすることができる。

(3) 壁面広告板の表示面積の緩和

大規模小売店舗以外に取り付ける場合は、現許可基準面積までとする。

大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面の面積に $1/2$ を乗じて得た面積（当該得た面積が 30 m^2 に店舗面積（大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積をいう。）から $1,000\text{ m}^2$ を減じた面積に $3/100$ を乗じて得た面積を加えた面積（以下、「特例面積」という。）を超えるときは、特例面積以内とすること。

2 秋田市屋外広告物条例施行規則（別表第 3）適用除外広告物等の個別基準の改正

(1) 管理用広告物の適用除外面積の緩和

自己の管理する土地等に管理上の必要に基づき表示する広告物等で、表示面積が 2.0 m^2 以下であるもの。